

## 議案第24号

### 大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例等の 一部を改正する条例案

(大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例（平成7年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改める。

(大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（平成22年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表竹島・御幣島地区の項中「別表第2（を）項第2号」を「別表第2（わ）項第2号」に改め、同表夢洲地区の項中「別表第2（を）項第2号」を「別表第2（わ）項第2号」に、「別表第2（を）項第3号」を「別表第2（わ）項第3号」に、「別表第2（を）項第5号」を「別表第2（わ）項第5号」に改める。

(大阪市天満橋1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市天満橋1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表商業・業務地区の項中「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」に改める。

(大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表（い）欄中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に、「同表（り）項」を「同表（ぬ）項」に改める。

(大阪市西梅田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 大阪市西梅田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改める。

(大阪市難波地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 大阪市難波地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改める。

(大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第7条 大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表D地区の項中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に改める。

(大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同表（ち）項第3号」を「同表（り）項第3号」に改める。

(大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年大阪市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表A地区の項中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改める。

(大阪市茶屋町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第10条 大阪市茶屋町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成23年大阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改める。

(大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第11条 大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(建蔽率の最高限度)」に改め、同条中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表A地区の項中「別表第2（を）項第2号」を「別表第2（わ）項第2号」に改める。

(大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第12条 大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(建蔽率の最高限度)」に改め、同条中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第13条 大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表A地区の項中「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第3号」に改める。

(大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第14条 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年大阪市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表D地区の項中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第15条 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年大阪市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同表(ち)項第2号」を「同表(り)項第2号」に改める。

(大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第16条 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年大阪市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(建蔽率の最高限度)」に改める。

別表A地区の項中「別表第2(ち)項第3号」を「別表第2(り)項第3号」に改め、同表B地区の項中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第17条 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年大阪市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に改める。

第5条の見出しを「(建蔽率の最高限度)」に改める。

(大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第18条 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成

19年大阪市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表(い)欄中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(大阪市大淀南2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第19条 大阪市大淀南2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年大阪市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「同表(ち)項第2号」を「同表(り)項第2号」に改める。

(大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第20条 大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年大阪市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同表(ち)項第3号」を「同表(り)項第3号」に改める。

(大阪駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第21条 大阪駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年大阪市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2(ち)項第3号」を「別表第2(り)項第3号」に改める。

(大阪市三国東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第22条 大阪市三国東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年大阪市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表C地区の項中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(大阪市福駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第23条 大阪市福駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成24年大阪市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「同表（ち）項第 2 号」を「同表（り）項第 2 号」に改める。

（大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第24条 大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年大阪市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「同表（ち）項第 2 号」を「同表（り）項第 2 号」に改める。

（大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第25条 大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成26年大阪市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「別表第 2（ち）項第 3 号」を「別表第 2（り）項第 3 号」に改め、同項第 3 号中「別表第 2（を）項第 2 号」を「別表第 2（わ）項第 2 号」に改める。

第 5 条の見出しを「(建蔽率の最高限度)」に改める。

（大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第26条 大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成26年大阪市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「別表第 2（ち）項第 3 号」を「別表第 2（り）項第 3 号」に改め、同項第 3 号ただし書中「別表第 2（を）項第 2 号」を「別表第 2（わ）項第 2 号」に改める。

第 5 条の見出しを「(建蔽率の最高限度)」に改める。

（大阪市うめきた 2 期地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第27条 大阪市うめきた 2 期地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「同表（ち）項第 3 号」を「同表（り）項第 3 号」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

## 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例ほか26条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例 (抄)

別表 (第 4 条関係)

| (あ)                 | (い)   |
|---------------------|---|
| 地区の名称               | 建築物の用途の制限   |
| 第 1 種中高層階住居<br>専用地区 | (1) 省 略<br><br>(2) 商業地域内にあつては、法別表第 2 <u>(ち) 項</u> 第 2 号及び第 3 号<br><u>(り) 項</u><br><br>に掲げるもの<br><br>(3) 準工業地域内にあつては、法別表第 2 <u>(ち) 項</u> 第 2 号に掲げる<br><u>(り) 項</u><br><br>もの |
| 第 2 種中高層階住居<br>専用地区 | (1) 省 略<br><br>(2) 商業地域内にあつては、法別表第 2 <u>(ち) 項</u> 第 2 号及び第 3 号<br><u>(り) 項</u><br><br>に掲げるもの<br><br>(3) 準工業地域内にあつては、法別表第 2 <u>(ち) 項</u> 第 2 号に掲げる<br><u>(り) 項</u><br><br>もの |

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第3条関係）

| (あ)      | (い)   |
|----------|---|
| 地区の名称    | 建築物の用途の制限   |
| 竹島・御幣島地区 | 法別表第2 <u>(を) 項</u> 第2号から第4号までに掲げるもの<br><u>(わ) 項</u>   |
| 夢洲地区     | (1)-(4) 省 略<br>(5) 法別表第2 <u>(を) 項</u> 第2号、第4号及び第6号から第8号まで<br><u>(わ) 項</u><br>に掲げるもの<br>(6) 法別表第2 <u>(を) 項</u> 第3号に掲げるもの（寄宿舍を除く。）<br><u>(わ) 項</u><br>(7) 店舗及び飲食店（法別表第2 <u>(を) 項</u> 第5号に掲げるもので<br><u>(わ) 項</u><br>あって、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）、展示場並びに遊技場<br>(8)-(9) 省 略 |

大阪市天満橋1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条、第7条関係）

| (あ)     | (い)                                     | (う)                |
|---------|---|--------------------|
| 地区の名称   | 建築物の用途の制限                               | 建築物の高さの<br>最 高 限 度 |
| 省 略     | 省 略                                     | 省 略                |
| 商業・業務地区 | 法別表第2 <u>(り)項</u> に掲げるもの<br><u>(ぬ)項</u> | 省 略                |

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(抄)

別表（第4条、第5条関係）

| (あ)   | (い)   | (う)           |
|-------|---|---------------|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限   | 建築物の敷地面積の最低限度 |
| A地区   | (1) 法別表第2 <u>(ち)項</u> 第3号及び同表 <u>(り)項</u><br><u>(じ)項</u><br>に掲げるもの<br>(2) 省 略 | 省 略           |
| B-1地区 |   | 省 略           |
| B-2地区 |   |               |
| B-3地区 |   |               |
| H地区   |   |               |
| 省 略   | 省 略   | 省 略           |

大阪市西梅田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 法別表第2 （ち）項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。  
（り）項

大阪市難波地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 法別表第2 （ち）項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。  
（り）項

大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条、第5条関係）

| (あ)   | (い)   | (う)           |
|-------|---|---------------|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限   | 建築物の敷地面積の最低限度 |
| 省 略   | 省 略   | 省 略           |
| D地区   | (1)～(2) 省 略<br>(3) 法別表第2 <u>(り)</u> 項第3号及び第4号に掲げ<br><u>(ぬ)</u> 項<br>るもの | 省 略           |
| 省 略   | 省 略   |               |

大阪市北浜1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 法別表第2（ほ）項第2号及び同表 （ち）項 第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。  
（り）項

大阪市新町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

| (あ)   | (い)   |
|-------|---|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限   |
| A地区   | (1)～(3) 省略<br>(4) 法別表第2 <u>(ち)項</u> 第2号及び第3号に掲げるもの<br><u>(り)項</u> |
| 省 略   | 省 略   |

大阪市茶屋町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 A—1地区、A—2地区及びA—3地区内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(1)～(3) 省略

(4) 法別表第2 (ち)項第3号に掲げるもの  
(り)項

2-3 省略

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

(建ぺい率の最高限度)

建蔽率

第6条 別表（あ）欄に掲げるB—1地区及びB—2地区内の建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、10分の8を超えてはならない。ただし、法第59条の建蔽率

2第1項の規定の適用を受ける建築物については、この限りでない。

2 別表（あ）欄に掲げるD—1地区内の都市計画道路境川線の区域内に建築物を建築する場合においては、建築物の建ぺい率は、10分の6（法第53条第3項第2号に規定する建築物にあつては10分の7）を超えてはならない。  
建蔽率

ては10分の7）を超えてはならない。

別表（第4条関係）

| (あ)   | (い)  |
|-------|--|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限  |
| A地区   | (1) 省 略<br>(2) 法別表第2 <u>(を)</u> 項第2号及び第3号に掲げるもの<br><u>(わ)</u> 項<br>(3) 省 略 |
| 省 略   | 省 略  |

大阪市西野田中津線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

(建ぺい率の最高限度)  
建蔽率

第5条 都市計画道路西野田中津線の区域内に建築物を建築する場合には、建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、10分の6（法第53条第3項第2号に規定する建蔽率

建築物にあつては10分の7）を超えてはならない。ただし、平成7年大阪府告示第153号による変更前の用途地域が住居地域であった土地の全部又は一部を建築物の敷地として建築物を建築する場合における当該敷地（当該変更前の用途地域が住居地域であった部分に限る。）に係る建築物の建ぺい率については、この限りでない。

建蔽率

2 都市計画道路西野田中津線の区域内に建築する建築物の敷地が前項ただし書に規定する土地とその他の土地にわたる場合においては、当該建築物の建ぺい率は、同項の規定によるそれぞれ建蔽率

れの敷地の部分に係る建築物の建ぺい率の限度にそれぞれの敷地の部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

| (あ)   | (い)   |
|-------|---|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限   |
| A地区   | (1)～(2) 省 略<br>(3) 法別表第2 <u>(ち)項</u> 第3号に掲げるもの<br><u>(り)項</u> |
| 省 略   | 省 略   |

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

| (あ)   | (い)   |
|-------|---|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限   |
| 省 略   | 省 略   |
| D地区   | (1) 省 略<br>(2) 法別表第2 <u>(ち) 項</u> 第2号に掲げるもの<br><u>(り) 項</u> |

大阪市南市岡 3 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第 3 条 法別表第 2（ほ）項第 2 号及び同表 （ち）項 第 2 号に掲げる建築物は、建築してはなら  
（り）項

ない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 - 3 省 略

大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建ぺい率の最高限度）

建蔽率

第7条 省 略

別表（第4条関係）

| (あ)   | (い)  |
|-------|--|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限  |
| A地区   | (1) 省 略<br>(2) 法別表第2 <u>(ち) 項</u> 第3号に掲げるもの<br>( <u>り</u> ) 項      |
| B地区   | (1) 省 略<br>(2) 法別表第2 <u>(ち) 項</u> 第2号及び第3号に掲げるもの<br>( <u>り</u> ) 項 |
| 省 略   | 省 略  |

大阪市島屋4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第3条 法別表第2 （ぬ）項第2号に掲げる建築物は、建築してはならない。  
（る）項

（建ぺい率の最高限度）

建蔽率

第5条 省 略

大阪市鶴浜地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

| (あ)   | (い)  |
|-------|--|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限                                    |
| A地区   | (1) 省 略                                      |
| B地区   | (2) 法別表第2 <u>(ち)項</u> 第2号及び第3号に掲げるもの<br>(ウ)項 |
| D地区   |  |
| 省 略   | 省 略  |

大阪市大淀南 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第 3 条 法別表第 2（ほ）項第 2 号及び第 3 号並びに同表 （ち） 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建  
（り） 項

築物は、建築してはならない。

大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 法別表第2（ほ）項第2号及び同表 （ち）項 第3号に掲げる建築物は、建築してはなら  
（り）項

ない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 - 3 省 略

大阪駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第3条 法別表第2 （ち）項第3号に掲げる建築物は、建築してはならない。  
（り）項

大阪市三国東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

別表（第4条関係）

| (あ)   | (い)   |
|-------|---|
| 地区の名称 | 建築物の用途の制限   |
| 省 略   | 省 略   |
| C地区   | (1)～(3) 省 略<br>(4) 法別表第2 <u>(ち)項</u> 第2号に掲げるもの<br><u>(り)項</u> |

大阪市福駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第3条 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号並びに同表 （ち）項第2号に掲げる建築物は、建  
（り）項

築してはならない。

大阪市高麗橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第4条 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号並びに同表 （ち）項第2号及び第3号に掲げる建  
（り）項

築物は、建築してはならない。

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合には、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 法別表第2 (ち) 項第3号に掲げるもの  
(り) 項

(3) 法別表第2 (を) 項第2号及び第3号に掲げるもの（この条例の施行の際現にこれらのも  
(わ) 項

のが存する敷地に建築するものを除く。）

2 - 3 省 略

（建ぺい率の最高限度）

建蔽率

第5条 省 略

大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 法別表第2 (ち) 項第3号に掲げるもの  
(り) 項

(3) 次に掲げる建築物。ただし、都市計画道路御堂筋線に接しない敷地並びにこの条例の施行の際現に法別表第2 (を) 項第2号及び第3号に掲げるものが存する敷地に建築するものを  
(わ) 項

除く。

ア-イ 省 略

2-4 省 略

（建ぺい率の最高限度）

建蔽率

第5条 省 略

大阪市うめきた2期地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の用途の制限）

第3条 法別表第2（ほ）項第2号及び同表 （ち）項 第3号に掲げる建築物は、建築してはなら  
（り）項

ない。